

第 2 期美郷町議会事務局障害者活躍推進計画

令和 7 年 3 月 3 1 日 策定

機 関 名	美郷町議会事務局
任命権者	美郷町議会議長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日（5 年間）
美郷町議会事務局における障害者雇用に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 美郷町議会事務局においては、職員総数が 3 人の小規模な機関であり、法定雇用障害者数が 1 人未満（法定雇用率の算定対象となる常時勤務する職員が 3 6 人未満）となり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 ○ これまでに中途障害者となった職員の配置もないため、組織的な体制整備は特段行っていない。
目 標	
① 採用に関する目標	○ 障害者雇用の推進に関する理解を深める。
② 定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として議会事務局長を選任する。 ○ 美郷町（町長部局）が設置する「障害者雇用推進チーム」及び同チームの下の実務者チームの構成員として参画する。 ○ 美郷町（町長部局）が開催する「障害者雇用推進チーム」及び同チームの下の実務者チーム会議において、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を検討する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、厚生労働省が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○ 職場内研修を通じて美郷町職員対応要領に基づき、職員が事務または事業を行う際に、障害を理由とする差別が発生しないように啓発に努める。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 今後障害のある職員が配属された際には、必要となる配慮等を聞き取り、その者の職務の選定及び創出について検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規に障害者を採用した場合は、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を可能な限り行うように努め、障害者の活躍の場の拡大に貢献する。